

令和6年2月26日招集

第1回室蘭市議会定例会

議 案

令和6年2月26日招集 第1回室蘭市議会定例会議案

目 録

番 号	件 名
議案第1号	令和6年度室蘭市一般会計予算
議案第2号	令和6年度室蘭市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	令和6年度室蘭市介護保険特別会計予算
議案第4号	令和6年度室蘭市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和6年度室蘭市水道事業会計予算
議案第6号	令和6年度室蘭市病院事業会計予算
議案第7号	令和6年度室蘭市公設地方卸売市場事業会計予算
議案第8号	令和6年度室蘭市港湾整備事業会計予算
議案第9号	令和6年度室蘭市下水道事業会計予算
議案第10号	室蘭市情報公開条例中一部改正の件
議案第11号	室蘭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件
議案第12号	室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正の件
議案第13号	室蘭市立小中学校設置条例中一部改正の件
議案第14号	室蘭市斎藤文庫基金条例中一部改正の件
議案第15号	室蘭市国民健康保険条例中一部改正の件
議案第16号	室蘭市手数料条例中一部改正の件
議案第17号	室蘭市介護保険条例中一部改正の件
議案第18号	室蘭市子ども発達支援センター条例廃止の件

議案第19号	室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件
議案第20号	室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件
議案第21号	室蘭市火災予防条例中一部改正の件
議案第22号	室蘭市建築基準法施行条例中一部改正の件
議案第23号	室蘭市水道事業条例中一部改正の件
報告第1号	専決処分について承認を求める件(令和5年度室蘭市一般会計補正予算(第7号))

室蘭市情報公開条例中一部改正の件

室蘭市情報公開条例の一部を次のように改正したい。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市情報公開条例の一部を改正する条例

室蘭市情報公開条例（平成8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 公文書の公開は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行う。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

公文書の公開について、電磁的記録により公開できるよう所要の改正をしたいので、本案を提出する。

議案第 1 1 号

室蘭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件

室蘭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

室蘭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「法第 1 9 条第 1 0 号」を「法第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（6） 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（7） 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第 5 項中「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第 5 条第 1 項中「法第 1 9 条第 1 0 号」を「法第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正の件

室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第10条の2 給与条例第37条の4の規定は、月額パートタイム会計年度任用職員のうち任期の定めが6月以上かつ定められた1週間の正規の勤務時間が15時間30分以上の者について準用する。

2 前項の場合において、勤勉手当の額は、給与条例第37条の4第3項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第8条第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した月額パートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日）において月額パートタイム会計年度任用職員が受けるべき月額報酬」と読み替えるものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは、「第10条の2第1項」と読み替えるものとする。

附則第3項中「第10条第1項」の次に「及び第10条の2第1項」を、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」に加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(室蘭市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)
- 2 室蘭市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年条例第28号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。
(室蘭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 3 室蘭市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。
第9条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市立小中学校設置条例中一部改正の件

室蘭市立小中学校設置条例の一部を次のように改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

室蘭市立小中学校設置条例（昭和 39 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

室蘭市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例

第 1 条中「室蘭市立小学校、中学校（以下「小、中学校」という。）」を「室蘭市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小学校等」という。）」に改める。

第 2 条中「小、中学校」を「小学校等」に改める。

別表第 1 小学校の表室蘭市立白蘭小学校の項を削り、別表第 1 中学校の表室蘭市立本室蘭中学校の項を削り、同表の次に次の 1 表を加える。

義務教育学校

名称	位置
室蘭市立白蘭学園	室蘭市白鳥台 2 丁目 2 番 1 号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

（室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部改正)

- 3 室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。第11条及び第27条において同じ。）」を加える。

（室蘭市学校給食センター条例の一部改正）

- 4 室蘭市学校給食センター条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「室蘭市立小・中学校」を「室蘭市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

（室蘭市いじめ防止対策審議会及び室蘭市いじめ調査委員会条例の一部改正）

- 5 室蘭市いじめ防止対策審議会及び室蘭市いじめ調査委員会条例（令和4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

（提案理由）

白蘭小学校及び本室蘭中学校を再編し、義務教育学校として白蘭学園を設置するほか、所要の改正をしたいので、本案を提出する。

室蘭市斎藤文庫基金条例中一部改正の件

室蘭市斎藤文庫基金条例の一部を次のように改正したい。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市斎藤文庫基金条例の一部を改正する条例

室蘭市斎藤文庫基金条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。
第1条中「文学資料館」を「港の文学館」に、「並びに資料を購入する」を「及び資料並びに教材その他学校教育の用に供するものの購入等に要する経費に充てる」に改める。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

第4条第1項中「図書及び資料購入費」を「第1条に規定する目的」に改め、同条第2項を削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 市長は、第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に計上して基金の一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

斎藤文庫基金について、教材その他学校教育の用に供するものの購入等に充てることのできるようにしたいので、本案を提出する。

室蘭市国民健康保険条例中一部改正の件

室蘭市国民健康保険条例の一部を次のように改正したい。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市国民健康保険条例の一部を改正する条例

室蘭市国民健康保険条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、「道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」

を「被保険者」に改める。

第14条の見出し、同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第14条の2から第14条の4までを次のように改める。

第14条の2から第14条の4まで 削除

第14条の4の2を削る。

第14条の5中「又は第14条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第17条及び第19条第1項において同じ。）」を削る。

第14条の5の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第14条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の5の5の見出し、同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第14条の5の6から第14条の5の8までを削る。

第14条の5の9中「又は第14条の5の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第19条第1項において同じ。）」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条を第14条の5の6とする。

第14条の6第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条中「、第14条の2、第14条の5の3若しくは第14条の5の6」を「若しくは第14条の5の3」に改める。

第19条第1項中「又は第14条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の5の6」

を削り、「200,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項中「又は第14条の2」を削る。

第19条の3第1項中「又は第14条の4」を削り、同条第2項中「又は第14条の4」、「又は第14条の5の8」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第14条の5の5第2項」と」を削り、同条第3項第1号中「又は第14条の4」を削り、同条第4項中「又は第14条の4」、「又は第14条の5の8」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第14条の5の5第2項」と」を削る。

第19条の4第1項中「又は第14条の2」を削り、同条第3項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第14条の2」を削り、同条第7項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第14条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条の5の9及び第19条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に準拠し、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額の改定及び低所得者に対する保険料軽減措置の所得判定基準を改正するほか、退職者医療制度の経過措置廃止に伴う規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市手数料条例中一部改正の件

室蘭市手数料条例の一部を次のように改正したい。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市手数料条例の一部を改正する条例

室蘭市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）の表第1項第1号中「法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第6号中「事務」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「又は法第48条第2項」を「、法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

<p>(6) 法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
---	---------------------------------

戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	
---	--

別表第1（1）の表第1項第3号中「法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
--	--------------------------

別表第1（6）の表第5項第1号エ（ア）a及び同表第6項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第1（7）の表第1項第3号オ中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第1(6)の表及び(7)の表の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1(7)の表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準拠し、本籍地以外での戸籍証明書等の発行手数料の追加、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行手数料の追加及び危険物貯蔵所の設置許可申請に対する審査手数料の引上げを行うとともに、規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市介護保険条例中一部改正の件

室蘭市介護保険条例の一部を次のように改正したい。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市介護保険条例の一部を改正する条例

室蘭市介護保険条例（昭和12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「26,500円」を「24,700円」に改め、同項第2号中「34,400円」を「35,700円」に改め、同項第3号中「39,700円」を「37,600円」に改め、同項第4号中「47,700円」を「49,500円」に改め、同項第5号中「53,000円」を「55,000円」に改め、同項第6号中「63,600円」を「66,000円」に、「又は第11号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「68,900円」を「71,500円」に、「又は第11号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「79,500円」を「82,500円」に、「又は第11号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「92,700円」を「93,500円」に、「500万円」を「420万円」に、「又は第11号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「106,000円」を「104,500円」に、「700万円」を「520万円」に、「又は次号イ」を「次号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第12号中「132,500円」を「148,500円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号中「116,600円」を「132,000円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 115,500円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条

第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 126,500円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,900円」を「15,400円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「26,500円」を「24,700円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「37,100円」を「37,400円」に改める。

第6条第3項中「令第38条」を「令第39条」に、「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第8号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の室蘭市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料は、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険料の改定及び第1号被保険者の保険料率に関する基準を変更するため、所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市子ども発達支援センター条例廃止の件

室蘭市子ども発達支援センター条例を廃止したい。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市子ども発達支援センター条例を廃止する条例

室蘭市子ども発達支援センター条例（平成20年条例第33号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（室蘭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）
- 2 室蘭市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成8年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「子ども発達支援センター及び」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同号を同項第2号とする。

（提案理由）

室蘭市子ども発達支援センターを民間法人に移管することに伴い、廃止したいので、本案を提出する。

室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したい。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則に次の1項を加える。

（小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所の職員数に係る特例）

- 11 当分の間、第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、これらの規定中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所の職員配置基準を改正したいので、本案を提出する。

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したい。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなれば」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、重要事項の掲示方法を改正するほか、規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市火災予防条例中一部改正の件

室蘭市火災予防条例の一部を次のように改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市火災予防条例の一部を改正する条例

室蘭市火災予防条例（昭和 37 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。
第 38 条第 1 項第 1 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の主要構造部に係る防火規制が合理化されたため、規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市建築基準法施行条例中一部改正の件

室蘭市建築基準法施行条例の一部を次のように改正したい。

令和 6 年 2 月 26 日提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

室蘭市建築基準法施行条例（昭和 43 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項中「主要構造部は、耐火構造」を「部分の主要構造部にあっては、特定主要構造部は耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部は 1 時間準耐火構造」に改める。

第 58 条の 13 第 3 項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加える。

第 59 条の 2 第 1 項中「第 108 条の 3 第 3 項」を「第 108 条の 4 第 3 項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第 2 項中「第 108 条の 3 第 4 項」を「第 108 条の 4 第 4 項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第 59 条の 3 中「第 128 条の 6 第 1 項」を「第 128 条の 7 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 33 条及び第 59 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物について適用する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正により、特定主要構造部及び建築副主事が新設されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市水道事業条例中一部改正の件

室蘭市水道事業条例の一部を次のように改正したい。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市水道事業条例の一部を改正する条例

室蘭市水道事業条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。
第9条第1項及び第43条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。
第47条の4第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

水道法の一部改正に伴い、規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

専決処分について承認を求める件
(令和5年度室蘭市一般会計補正予算(第7号))

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年2月26日提出

室蘭市長 青山 剛

記

- 1 専決事項 令和5年度室蘭市一般会計補正予算(第7号)
- 2 専決内容 別紙
- 3 専決処分年月日 令和6年2月5日

令和 5 年度室蘭市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度室蘭市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 240,050 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,598,010 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		10,708,437	240,050	10,948,487
	4 交付金	4,114,185	240,050	4,354,235
歳 入	合 計	49,357,960	240,050	49,598,010

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,891,068	240,050	7,131,118
	10 新型コロナウイルス感 染症対策事業費	2,175,589	240,050	2,415,639
歳 出	合 計	49,357,960	240,050	49,598,010

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	10 新型コロナウイルス感染症対策事業費	低所得世帯支援給付金給付事業費	240,050

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	10,708,437	240,050	10,948,487
歳入合計	49,357,960	240,050	49,598,010

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	6,891,068	240,050	7,131,118
歳出合計	49,357,960	240,050	49,598,010

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			
国庫支出金	道支出金	地方債	その他
240,050			
240,050			

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	10,708,437	240,050	10,948,487
4 交付金	4,114,185	240,050	4,354,235
22 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	2,084,977	240,050	2,325,027

一般会計

3 歳 出

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2 総務費	6,891,068	240,050	7,131,118	240,050	
10 新型コロナウイルス 感染症対策事業費	2,175,589	240,050	2,415,639	240,050	
1 新型コロナウイル ス感染症対策事業 費	2,175,589	240,050	2,415,639	国庫支出金 240,050	

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	240,050	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 240,050

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	30	低所得世帯支援給付金給付事業費 240,050
10 需用費	109	
11 役務費	992	
18 負担金補助 及び交付金	238,919	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(1,232) 514	649,864	1,916,022	1,343,033	3,908,919	809,786	4,718,705	
補正前	(1,232) 514	649,864	1,916,022	1,343,003	3,908,889	809,786	4,718,675	
比 較	()			30	30		30	
職 員 手当等 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当						
	補正後	125,175						
	補正前	125,145						
	比 較	30						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	514	1,916,022	1,293,085	3,209,107	685,831	3,894,938	
補正前	514	1,916,022	1,293,055	3,209,077	685,831	3,894,908	
比 較			30	30		30	
職 員 手当等 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当					
	補正後	125,175					
	補正前	125,145					
	比 較	30					

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	期末手当	計			
補正後	(1,232)	649,864	49,948	699,812	123,955	823,767	
補正前	(1,232)	649,864	49,948	699,812	123,955	823,767	
比 較	()						

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員で外数。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当等	30	その他の増減分	30 低所得世帯支援給付金 給付事業に係る増	30

